

公立大学法人大分県立看護科学大学不動産等貸付事務取扱規程

平成18年11月29日
規程第83号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学不動産等管理規程第15条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）が保有する不動産等を貸し付ける際の手続きについて必要な事項を定め、もって不動産等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(貸し付けることのできる不動産等の種類及び使用料等)

第2条 この規程に基づき貸し付けることができる不動産等の種類及び使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 管理料（建物の使用に伴う電気、ガス、水道料金及び清掃費をいう。以下、使用料と管理料を併せ「使用料等」という。）の額は、別表第2のとおりとする。

(貸付の要件)

第3条 貸付は、次の各号に掲げる場合において、かつ不動産等の本来の用途又は目的を妨げない限度で行うことができるものとする。

- (1) 本学の教育成果の普及、広報等の事務又は事業の遂行上必要性が認められる場合
- (2) 本学の不動産の一部を使用させなければ、本学の事務又は事業の円滑な遂行が期せられない場合
- (3) 本学の役員、職員及び学生（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合。
- (4) 運輸、水道、電気、通信又はガス供給事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (5) 使用期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的とせず以下の一に該当する場合
 - ア 本学が関連する学会、講演会、研究会、研修会のために使用させる場合
 - イ 施設等の一部を地方公共団体等の主催する行事等に使用させる場合
 - ウ 入学試験、公務員試験又は資格試験等に使用させる場合
 - エ 社会教育、スポーツ等の振興など地域貢献を目的として使用させる場合
- (6) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合
- (7) その他理事長が特に必要と認めた場合

(貸付手続)

第4条 不動産等の貸付けを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、別紙様式1による財産使用許可申請書を理事長に提出するものとする。

- 2 資産管理責任者は、使用許可申請書の内容を調査確認の上、使用を許可する場合は別紙様式2の1による財産使用許可書を発行して借受人に通知するものとする。
- 3 資産管理責任者は、使用を許可しない場合は別紙様式2の2による財産使用不許可通知書を発行して借受人に通知するものとする。

(使用料等の徴収)

第5条 使用料等の額は、財産使用許可書に記載して借受人に通知し、現金又は理事長が指定する銀行口座への振込の方法により、使用開始前に徴収するものとする。

2 徴収した使用料等は原則として還付しない。ただし、借受人の責めに帰すことのできないやむを得ない理由により不動産等を使用しなかった場合は、還付することができるものとする。

(使用料等の減免)

第6条 使用料は、公立大学法人大分県立看護科学大学における財産使用料に関する規程第5条の各号に該当する場合は、減額又は免除することができるものとする。

2 管理料は、理事長が特に必要と認めた場合は減額又は免除することができるものとする。

3 借受人が使用料の減額又は免除を希望する場合は別紙様式3による財産使用料減額(免除)申請書を、管理料の減免を希望する場合は別紙様式4による財産管理料減額(免除)申請書を、それぞれ理事長に提出するものとする。

4 資産管理責任者は、前項の各様式による申請書の内容を調査確認の上、減額又は免除を許可する場合は財産使用許可書に記載して借受人に通知するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、不動産等の貸付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。